

議会運営委員会会議録

平成25年7月2日(火)

(開会) 9:30

(閉会) 9:54

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 人事議案の説明、質疑
 - (1) 議案第67号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - (2) 議案第68号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - (3) 議案第69号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - (4) 議案第70号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 2 議席の一部変更について
- 3 農業委員会委員の推薦について
- 4 議員提出議案の取り扱いについて
 - (1) 議員提出議案第8号 国旗掲揚に関する決議
 - (2) 議員提出議案第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書
- 5 議会のネット中継について
- 6 その他

委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。人事議案について、執行部に説明を求めます。

市長

おはようございます。本日、提案させていただきます人事議案4件について、ご説明いたします。まず、議案第67号は、平成25年7月17日付けをもって任期満了となります飯塚市等公平委員会委員につきまして、飯塚市菰田東2丁目6番9号 樺島典仁氏を引き続き、同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第68号から議案第70号の3件につきましては、平成25年9月30日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市弥山1639番地1 吉村清輝氏、飯塚市明星寺131番地1 井手昭美氏、飯塚市安恒182番地1 岡松育生氏を引き続き、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

以上、人事議案4件を上程したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

只今市長から説明がありました議案第67号から議案第70号までの4件につきましては、各委員長報告・質疑・討論・採決のあとに上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略し、本会議において採決を行い、採決の方法は起立採決としていただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人事議案の取り扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、議席の一部変更について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

議席につきましては、先日開催されました代表者会議におきまして、各会派協議がなされ、お手元に配付のとおり調整されておりますので、そのとおり決定していただいております。また、本会議での取り扱いでございますが、「報告事項の説明、質疑」ののちに「議席の一部変更」を議事日程に掲載して、おはかりしていただいております。以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議席の一部変更については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更については、そのように決定いたしました。

次に、「農業委員会委員の推薦」について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

「農業委員会委員」につきましては、先日開催されました代表者会議において、松本友子議員を推薦する旨、調整がなされておりますので、そのとおり推薦していただいております。なお、本会議におきましては、「議長指名」により推薦していただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「農業委員会委員の推薦」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「農業委員会委員の推薦」については、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案の取り扱い」について、まず、決議案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付いたしておりますとおり「国旗掲揚に関する決議(案)」が、藤浦議員が提出者

となられ、秀村議員、明石議員が賛成者として、議長に提出されております。この決議案につきましては、議員提出議案第8号とし、本会議での取り扱いにつきましては、議員提出議案第7号の提案理由説明、質疑、討論、採決ののちに、上程し、議案の提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮り、質疑、討論、採決を行っていただいております。また、採決の方法は起立採決としていただいております。なお、決議案の提案理由は、その文案を読み上げるのが例となっておりますので、そのようにしていただいておりますので、併せて、ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

事務局の説明が終わりましたが、本決議案についての補足説明を受けるため、本委員会として、藤浦誠一議員に出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、藤浦誠一議員に出席を求めることに決定いたしました。藤浦議員、提出者席へご移動ください。

(移動、着席)

提出者から補足説明があれば、お願いたします。

藤浦議員

只今、委員長のお取り計らいで、この提出議案についての説明をさせていただきます。国旗掲揚に関する決議(案)ということで、文章をお配りしていると思います。朗読をさせていただきます。

「世界各国において、国旗は国の象徴として大切にされ、敬愛されているものであり、去る平成11年8月13日には「国旗及び国歌に関する法律」が公布、即日施行されております。

国会では国旗が掲揚され、また、平成23年10月現在で、全国の市町村議会1,742議会中815議会、また福岡県内60議会中29議会で国旗が掲揚されている。しかしながら、筑豊地区では直方市・宮若市・川崎町の3議会のみであり、特に嘉飯地区においては掲揚している議会はない。

そもそも飯塚市は国旗・日の丸と特別な縁があり、明治時代に日の丸が国旗として制定された際、日の丸の染料に旧筑穂町の「茜」が用いられたとされている。この「茜」の地元である本市議会において国旗・日の丸を掲揚することは、地元の伝統や文化を尊重し、郷土を大切にするという意識の掲揚に資するとともに、本市のイメージアップ、発展にも寄与すると考える。

よって、飯塚市議会は国や郷土を大切にすることを涵養するため、議場に国旗を掲揚する。

以上、決議する。」以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

提案者にお尋ねいたしますが、この決議案は議場に国旗を掲揚するということが主旨であると思いますけれど、いかがでしょうか。

藤浦議員

はい、そのとおりであります。

道祖委員

私もここにあるように、平成11年8月13日に国旗及び国歌に関する法律が公布されておりますので、議場に国旗を掲揚することについては反対するものではありません。ただ、この提案の文面の中で、できますならば、「しかしながら、筑豊地区では直方市・宮若市…」というふうに始まりまして、下の方に、「…本市のイメージアップ、発展にも寄与すると考える。」というふうにいる書かれておりますけれど、できますならば、この文を削除していただいて、

法律できちっと制定されておると。現状ではこういう状態であると。そういうことで議場に国旗を掲げるということによろしいんじゃないかと思います。したがって、この「しかしながら」から「発展に寄与すると考える」ということを決議案の中から削除することは可能でしょうか。

藤浦議員

この決議案の精神と言いますか、日の丸が筑穂町の染料によって染められたというようなこともきちんと認識をしたい、理解をしたいという思いはあります。しかしながら、みなさんの合意でこの決議が無事に決議される、決議案が決議されるということであるならば、何もこの辺のところを削除する、しないというのは、この委員会の皆さん方の協議によって、審査によって決めていただければそのようにできるものというふうに考えます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 9：40

再開 9：41

委員会を再開いたします。

道祖委員の提案について、ほかの委員の方のご意見を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

江口委員

国旗に関する取り扱いの部分であります。基本的にスムーズにいくことが肝要だと思いますので、提案があった分に関しては、できる限り受け入れてはと思っております。

委員長

ほかにご意見はありませんか。

(なし)

藤浦議員にお尋ねいたします。今の意見を受けていかが諮りたいと思いますけど、いかがなものでしょうか。

藤浦議員

はい、今、江口委員も言われましたように、この決議をしていただくというのが最大、第一義の目的でございますので、そのように削除させていただきたいというふうに思います。削除した際にどういう文章になるかっていうのは...

委員長

執行部、すぐに打ち直しできるですか。(発言するものあり)

暫時休憩いたします。

休憩 9：43

再開 9：45

委員会を再開いたします。

文章の変更については、いかが取り計らいましょうか。

藤浦議員

道祖委員からのご要望でございますが、文章を今言われた部分を削除しまして、もう一度朗読させていただきますので、「国旗掲揚に関する決議(案)世界各国において、国旗は国の象徴として大切にされ、敬愛されているものであり、去る平成11年8月13日には「国旗及び国歌に関する法律」が公布、即日施行されている。

国会では国旗が掲揚され、また、平成23年10月現在で、全国の市町村議会1,742議会中815議会、また福岡県内60議会中29議会で国旗が掲揚されている。

よって、飯塚市議会においても国や郷土を大切にすることを涵養するため、議場に国旗を掲揚

する。以上、決議する。」という文章でまとめさせていただきたいと思います。

委員長

道祖委員、それでよろしいでしょうか。

道祖委員

いいですけど、「飯塚市議会は」と書いているところを「においても」というふうに置き換えるんですか。

藤浦議員

それはその方が、つながりがいいんじゃないかというふうに思います。

道祖委員

それはそれで結構です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

提出者に対する質疑を終結いたします。おはかりいたします。本決議案については、「議員提出議案第8号」とし、取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。藤浦議員、退席されて結構です。ありがとうございました。

(提出者、退席)

次に、意見書案に対する各会派のご意見を事務局から報告させます。

議会事務局次長

意見書案の賛否一覧表をご覧くださいませよう願いたします。一覧表に記載の「少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書」につきましては、全会派賛成ということでございました。以上で賛否の報告を終わります。

委員長

意見書案1件に対する各会派の賛否は、ただいま報告があったとおりでございますので、議員提出議案の取り扱いについて、おはかりいたします。「議員提出議案第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「議会のネット中継について」でございます。前回の委員会、正副委員長案を出しておりましたが、江口委員から、お手元に配付のとおりインターネット中継について、提案がっております。本件は、後ほど、各会派に持ち帰っていただきたいと思っておりますが、まず、江口委員、本提案の補足説明があれば、願いたします。

江口委員

ありがとうございます。正副委員長案として先日晒していただきました。ただ、正副委員長案では、まず本会議からというような形でございましたが、請願の趣旨としては、委員会も含めてやっていただきたい。そしてまた、いつでもどこでも見れる形にいただきたいというふうな形でしたので、それに合わせまして、本会議のみではなく委員会も含めて、どちらも9月議会には開始する形ではというふうな形でさせていただいております。ただ、費用に関しては、現行の機材を最大限使うというふうな形で、できるだけ低額で抑えたい。また、新庁舎に

つきましては、考え方の下、なお書きのところで、「なお、新庁舎建設が予定されているので、新庁舎建設時にはネット中継を前提とした議場、委員会室等の環境整備を行うというふうな形とさせていただければと思っております。配信手法については、本会議に関しては正副委員長案とほとんど同じ、ただ、録画をきちんとやりながら行うというふうな形です。委員会については、ウェブカメラ等を利用しながら行うというふうな形でさせていただいております。ぜひご同意いただき、早期に実現できればと思っております。

委員長

説明が終わりましたので、この提案に対して質疑はありますか。

道祖委員

今、委員長これ持って帰って検討してくれということでありましたけれど、いつ次回の委員会を開くのか、その点確認させてください。

委員長

次回の委員会は、実はこのあと本会議がありますので、この委員会を終わらせて午後1時から懇談会形式で進めたいと思っておりますけど、皆さんいかがでございましょうか。

(異議なし)

それでは、本案は会派持ち帰りとし、本日一応午後1時から委員会を開催したいと思っております。

宮嶋委員

本会議が終わって、委員会懇談会を開くということですね。

委員長

そうです。

宮嶋委員

その結論はいつでるんですか。

委員長

懇談会の中で検討する課題がたくさんあるわけですね。それで今日できれば、それは今日したいけど、皆さん会派からの問題がたくさん出てくると思っております。委員長としては、それを上げていただいて検討するというところで、決定はどうか、はっきりまだわかりません。

宮嶋委員

ということは、9月議会からというふうにはならないということになりますよね。9月議会からというふうに言われてきていましたけど。

委員長

これは正副委員長の提案であり、決定ではないですからね。そのための準備期間を持つということですから。皆さんが協力して、これでいいですよとなれば、9月からでも可能なところもありますし...(発言するものあり)...

宮嶋委員

いっぱい答弁がありましたので、それで終わったあとに委員会何度か開いて、この委員会が結論を出せば9月議会からできるということになるんですか。本会議を開くかしないと決められないのかなと思ったんですけど。

委員長

この委員会に付託されてますから、この委員会で決まればできると考えております。よろしいですか。

(発言なし)

それでは、只今申しましたように午後1時から行いたいと思います。

次に、その他でございまして、その他意見はありますか。

(な し)

ご意見がないようですので、おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。